

静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第36号

静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第22条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の100</u>、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第22条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては<u>100分の67.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤</p>

<p>務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000

	36	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	328,700	388,600	428,000	516,300
	54	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	332,200	397,100	433,300	525,400
定年	60	332,800	398,400	434,100	526,600
前再					
任用	61	333,500	399,600	434,800	527,800
短時	62	334,400	401,000	435,700	528,800
間勤	63	335,300	402,400	436,700	529,800
務職	64	336,100	403,800	437,600	530,800
員以					
外の	65	336,800	404,800	438,500	531,400
職員	66	337,800	405,900	439,400	532,300
	67	338,500	406,900	440,400	533,200
	68	339,500	408,000	441,300	534,100
	69	340,100	408,900	442,300	535,000
	70	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	342,800	411,200	445,200	537,000
	73	343,100	411,900	446,200	537,700
	74	344,100	412,800	447,100	538,200
	75	345,100	413,600	448,000	539,000

76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,400	450,300	
79	348,900	415,800	451,000	
80	349,800	416,200	451,600	
81	350,700	416,500	452,400	
82	351,600	416,900	453,100	
83	352,500	417,200	453,400	
84	353,400	417,600	454,000	
85	354,000	417,900	454,400	
86	354,600	418,300	454,800	
87	355,200	418,700	455,200	
88	355,800	419,100	455,500	
89	356,300	419,400	455,800	
90	356,700	419,800	456,200	
91	357,100	420,200	456,600	
92	357,500	420,500	456,900	
93	357,900	420,800	457,200	
94	358,300	421,200	457,600	
95	358,800	421,500	457,900	
96	359,200	421,800	458,200	
97	359,800	422,100	458,500	
98	360,300	422,500		
99	360,700	422,800		
100	361,200	423,100		
101	361,600	423,400		
102	362,100	423,800		
103	362,400	424,100		
104	362,800	424,400		
105	363,300	424,700		
106	363,700	425,000		
107	364,200	425,300		
108	364,700	425,600		
109	365,100	425,900		
110	365,600	426,200		
111	366,100	426,500		
112	366,500	426,800		
113	366,900	427,100		
114	367,300			
115	367,800			

	116	368,200			
	117	368,600			
	118	369,000			
	119	369,500			
	120	369,900			
	121	370,200			
	122	370,600			
	123	371,100			
	124	371,400			
	125	371,800			
	126	372,300			
	127	372,800			
	128	373,200			
	129 特	373,600			820,000
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400

36	237,700	288,200	399,600	474,100
37	239,100	290,300	400,800	474,700
38	240,600	292,000	402,200	475,400
39	242,100	293,800	403,600	476,100
40	243,600	295,500	405,000	476,800
41	245,000	296,800	406,600	477,400
42	246,300	298,800	408,000	478,100
43	247,500	300,700	409,300	478,800
44	248,600	302,700	410,700	479,500
45	249,700	304,700	412,100	480,100
46	250,900	306,800	413,400	480,800
47	252,100	309,000	414,900	481,500
48	253,100	311,200	416,400	482,200
49	254,200	313,300	418,000	482,800
50	255,500	315,600	419,400	483,500
51	256,700	317,800	421,000	484,200
52	258,000	319,900	422,500	484,900
53	259,100	322,000	424,200	485,500
54	260,300	323,500	425,700	
55	261,600	325,000	427,300	
56	262,600	326,500	428,900	
57	263,700	328,200	430,400	
58	264,400	330,200	431,900	
59	265,400	332,200	433,100	
60	266,400	334,100	434,300	
61	267,300	335,900	435,500	
62	268,100	337,900	436,800	
63	268,900	339,900	438,100	
64	269,700	341,800	439,300	
65	270,800	343,500	440,500	
66	272,100	345,500	441,700	
67	273,400	347,500	442,900	
68	274,700	349,500	444,100	
69	275,900	351,300	445,300	
70	277,100	353,200	446,500	
71	278,300	355,100	447,700	
72	279,500	357,000	448,900	
73	280,500	358,600	450,000	
74	281,500	360,500	450,600	
75	282,500	362,300	451,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	283,400	364,200	451,600
	77	284,300	366,000	452,100
	78	285,200	367,700	452,700
	79	286,100	369,300	453,200
	80	287,000	370,900	453,700
	81	287,800	372,300	454,200
	82	288,900	373,800	454,800
	83	289,900	375,200	455,300
	84	290,900	376,500	455,800
	85	291,900	377,600	456,300
	86	292,900	379,000	
	87	293,900	380,400	
	88	294,900	381,700	
	89	296,000	382,900	
	90	297,100	384,200	
	91	298,200	385,300	
	92	299,200	386,500	
	93	299,700	387,700	
	94	300,700	388,800	
	95	301,800	390,000	
	96	303,000	391,200	
	97	304,000	392,600	
	98	305,100	393,600	
	99	306,100	394,600	
	100	307,100	395,600	
101	307,900	396,500		
102	309,000	397,500		
103	310,000	398,600		
104	311,000	399,700		
105	311,600	400,400		
106	312,500	401,300		
107	313,300	402,200		
108	314,100	403,100		
109	314,800	403,900		
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		

116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300
138	325,700	415,600
139	326,000	415,900
140	326,300	416,100
141	326,500	416,300
142	326,700	416,600
143	327,000	416,900
144	327,200	417,100
145	327,500	417,300
146	327,700	417,600
147	328,000	417,900
148	328,300	418,100
149	328,500	418,300
150	328,700	
151	329,000	
152	329,300	
153	329,500	
154	329,700	
155	330,000	

	156	330,300			
	157	330,500			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
  - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
  - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第5条関係)

## 中学校小学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500

36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	367,800	389,400	457,000
51	256,400	293,800	369,400	390,800	457,500
52	257,400	295,500	370,900	392,100	458,000
53	258,500	296,800	372,300	393,300	458,500
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	

	76	281,700	341,700	398,800	417,900
	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	423,800
	95	297,000	370,100	412,200	424,100
	96	297,700	371,200	412,500	424,300
	97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800	
99	300,000	374,200	413,300	425,100	
100	300,700	375,100	413,500	425,300	
101	301,400	375,900	413,700	425,500	
102	301,800	376,900	414,000	425,800	
103	302,200	377,800	414,300	426,100	
104	302,600	378,700	414,500	426,300	
105	302,800	379,500	414,700	426,500	
106	303,100	380,400	415,000		
107	303,400	381,300	415,300		
108	303,600	382,200	415,500		
109	303,800	383,000	415,700		
110	304,000	384,000			
111	304,300	384,900			
112	304,600	385,800			
113	304,800	386,400			
114	305,000	387,300			
115	305,200	388,200			

116	305,500	389,100	
117	305,800	389,900	
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	
124	307,500	395,000	
125	307,800	395,600	
126		396,300	
127		396,800	
128		397,400	
129		398,100	
130		398,700	
131		399,200	
132		399,700	
133		400,000	
134		400,300	
135		400,600	
136		400,900	
137		401,200	
138		401,500	
139		401,800	
140		402,100	
141		402,400	
142		402,700	
143		403,000	
144		403,300	
145		403,500	
146		403,800	
147		404,100	
148		404,300	
149		404,500	
150		404,800	
151		405,100	
152		405,300	
153		405,500	
154		405,800	
155		406,100	

	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
	162		407,800			
	163		408,100			
	164		408,300			
	165		408,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p><b>第4条</b> 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第13条の3の規定による手当を含む。第18条第2項において同じ。）、へき地手当（第13条の5の規定による手当を含む。第18条第2項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の5において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(i) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、</p>	<p>(給料)</p> <p><b>第4条</b> 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特勤手当（第13条の3の規定による手当を含む。第18条第2項において同じ。）、へき地手当（第13条の5の規定による手当を含む。第18条第2項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の5において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(i) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>80,000円</u>を超えるときは、</p>

支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。） 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則

支給単位期間につき、80,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。） 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則

で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(6) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(6) (略)

3 第12条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）」とあるのは「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とす

4～6 (略)

(単身赴任手当)

第12条の5 (略)

(特殊勤務手当)

第13条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 (略)

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)、特地勤務手当、へき地手当、産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、人事委員会規則で定め

る。

4～6 (略)

(単身赴任手当)

第12条の5 (略)

(在宅勤務等手当)

第12条の6 住居その他これに準ずるものとし

て人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第13条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 (略)

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、在宅勤務等手当、特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)、特地勤務手当、へき地手当、産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、人事委

る額を加算した額とする。

(期末手当)

**第21条 (略)**

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員 (第22条において「特定幹部職員」という。))にあつては100分の105、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の67.5) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

**第22条 (略)**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した

員会規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

**第21条 (略)**

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5 (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員 (第22条において「特定幹部職員」という。))にあつては100分の102.5、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の65) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

**第22条 (略)**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した

<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(静岡県教職員の給与に関する条例(以下「教職員給与条例」という。)第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正を除く。)による改正後の教職員給与条例の規定は令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から、第1条の規定(教職員給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正に限る。)による改正後の教職員給与条例の規定は令和5年12月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の教職員給与条例(以下「改正後の教職員給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。